

## 青森市民病院床頭台等設置運営事業仕様書

この仕様書は、青森市民病院において床頭台等設置運営事業を行うにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 1 施設の概要

- 事業名称 青森市民病院床頭台等設置運営事業
- ① 施設名 青森市民病院
  - ② 所在地 青森県青森市勝田一丁目 14 番 20 号
  - ③ 延床面積 36,310.08 m<sup>2</sup>
  - ④ 許可病床数 459 床
  - ⑤ 診療科 20 科

### 2 施設の使用形態

床頭台の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、青森市民病院が運営事業者に対し、行政財産である建物（または土地の一部）の使用を許可する方法により行う。

### 3 使用許可期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

※ただし、行政財産目的外使用許可の条件、仕様書等の内容を満たす場合には、令和 11 年 3 月 31 日までの期間内において、1 年ごとに行政財産目的外使用許可を更新する。

### 4 事業内容

- ① 日額定額料金により課金するテレビ・冷蔵庫（以下「定額料金制のテレビ・冷蔵庫」という。）等を備えた床頭台及び Wi-Fi 環境の整備を行い、当該システム運用に必要な機器等を設置・運営し、患者の利便性並びに快適性の向上を図ること。
- ② 院内放送を無料で視聴できるようにすること。

### 5 設置する機器の仕様書等

設置する機器の所有権は運営事業者に帰属し、下記の仕様を満たすものとし、設置前に青森市民病院から仕様について承諾を得ること。なお、特に記述の無い限り、設置する機器は新品とすること。

(1) 設置する機器の種類、場所及び数

	設置場所	設置台数
①	一般病棟	342
②	一般病棟（小児用）	20
③	特室	39

(2) 設置する機器の仕様

① 床頭台（一般病棟）

- ・材質は木製とし、外形寸法は幅 500 mm程度×奥行 500 mm程度×高さ 1400 mm程度とすること。
- ・部材は、耐久性、耐火性及び耐水性に優れたものとするほか、揮発性有機化合物（VOC 対策）がなされており、病院内の環境に長時間対応できるものとする。
- ・抗菌仕様で清掃及び次亜塩素酸ナトリウムを含む消毒液等での消毒が容易にできること。
- ・構造は、角を丸くするなど安全性に十分配慮すること。
- ・床頭台の上部カウンターには転び止めを設置すること。
- ・床頭台の両側に、ステッキホルダー、タオル掛けを設置すること。
- ・A4 サイズの書類が余裕をもって収納可能な引き出しを設置すること。
- ・引き出しには、収納されたものが床頭台の奥に落ちない対策を講じること。
- ・引き出しは、引き出しごとセーフティボックスとして使用できるようにすること。
- ・床頭台の移動が安全かつ容易にできるよう、キャスターを設けること。キャスターは足元による操作で、4 輪を一括でロックできる機構を有すること。
- ・テレビ・冷蔵庫を設置すること。
- ・定額料金制のテレビ・冷蔵庫を課金状態にするための電源は、病院職員が容易に操作できること。

② 床頭台（小児用）

- ・材質は木製とし、外形寸法は幅 500 mm程度×奥行 500 mm程度×高さ 1500 mm程度とすること。
- ・病院が用意するブルーレイプレーヤーを設置すること。
- ・その他の仕様は、①一般病棟用のとおり。

③ 床頭台（特室）

- ・材質は木製とし、外形寸法は幅 500 mm程度×奥行 500 mm程度×高さ 1700 mm程度とすること。
- ・テレビを設置すること。（特室の冷蔵庫は病院が設置済）
- ・病院が用意するブルーレイプレーヤーを設置すること。

- ・その他の仕様は、①一般病棟用のとおり。
- ④ テレビ
- ・液晶テレビ（画面のアスペクト比が 16 : 9 で 19 インチ以上のもの）とし、地上デジタル放送及びBSデジタル放送が視聴できること。
  - ・テレビは 3 軸のテレビアームに取り付け、容易に角度調整ができ、かつ、不使用時には床頭台奥へ収納できること。
  - ・テレビは、イヤホン専用とし（イヤホンを差し込んでいない時も音声は聞こえないこと）、イヤホン端子は前面に設置されていること。
  - ・テレビにはワイヤレスリモコンを備え、リモコンに相互干渉対策が講じられていること。
  - ・ワイヤレスリモコンの電池は、運営事業者の負担とする。
  - ・青森市民病院の院内放送を無料で視聴できること。
- ⑤ 冷蔵庫
- ・床頭台本体に収納され、容量は 22 リットル以上とすること。
  - ・省エネ、静音タイプとし、ガスを使用しない冷却方式であること。
  - ・扉は引き出し式とし、閉め忘れ防止機能を有すること。
  - ・抗菌仕様で清掃及び次亜塩素酸ナトリウムを含む消毒液等での消毒が容易にできること。
  - ・2 リットルのペットボトルが収納可能であること。
- ⑥ Wi-Fi
- ・病棟エリアで使用可能な Wi-Fi 環境を整備すること。
  - ・エリアの詳細は別紙図面のとおりとする。
  - ・Wi-Fi は、定額料金制のテレビ・冷蔵庫の利用者のみが利用できるようにすることとし、パスワードを共有できないようにすること。
  - ・電子カルテシステム等、院内で使用している電波と干渉しないよう、事前に調査を行った上で電波干渉対策を講じること。また、定期的に保守点検を行い、電波干渉の状況等について青森市民病院に報告をすること。
  - ・回線費用は事業者の負担とすること。
- 6 テレビ・冷蔵庫利用料金の徴収方法について（日額定額料金システム）
- (1) テレビ・冷蔵庫・Wi-Fi の利用申し込み方法は、利用者（患者とその家族等）と運営事業者で契約を行い、申込を完了できること。
  - (2) テレビ・冷蔵庫・Wi-Fi の利用料金は、病院と協議の上、1 日（24 時間）400 円（税込）を上限とする。
  - (3) テレビ・冷蔵庫・Wi-Fi 以外の機器について利用料金は徴収しないものとする。
  - (4) テレビ・冷蔵庫・Wi-Fi の利用料金の徴収については、運営事業者と利用者

(患者とその家族等)の間で取り行うこと。

- (5) 運営事業者は毎月末で締め、申込率・売上額の明細を青森市民病院に提出すること。
- (6) 運営の詳細については青森市民病院と協議の上、決定するものとする。

## 7 設置・条件等

- (1) 物件の設置及び事業終了時の撤去に伴う費用は、運営事業者の負担とする。
- (2) NHK 受信料の契約及び支払い手続きについては全て運営事業者が行い、受信料その他の費用についても運営事業者の負担とする。
- (3) 床頭台等の運営にかかる行政財産目的外使用料及び電気料金は、青森市民病院から運営事業者に請求し、運営事業者は納付期限内に適正に納めること。
- (4) 物件の設置場所は、青森市民病院が指定する場所とする。
- (5) 運営事業者は、物件の保守管理と運用に関する業務に対応するため、運営事業者の負担で速やかに対応できる体制を整備すること。
  - ・ 物件の修理、定期的な巡回点検等維持管理に関する一切の業務
  - ・ 患者の入退院毎に行う床頭台等の清掃作業
  - ・ 売上金回収等運用に関する一切の業務

※現在の体制

月曜日～木曜日	9：00～17：00	1名
金曜日	9：00～17：00	1名
	10：00～15：00	1名
土曜日、日曜日、祝日	13：00～17：00	1名

- (6) 運営事業者は、故障その他必要に応じて速やかに取替えができる体制を整えること。
- (7) 物件の設置は、令和4年3月31日までに完了すること。ただし、運営事業者が交替する時は、青森市民病院及び業者間で十分協議の上、患者の利用に支障を来たさないよう円滑に入れ替えを行うこと。
- (8) 設置物件は、運営事業者の負担で破損・盗難等の事故に対する保険に加入すること。
- (9) 設置物件に対するトラブル等については、全て運営事業者の責任において対応すること。
- (10) 運営事業者は、この事業において生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡ならびに委任してはならない。ただし、あらかじめ書面による承認を受けたときはこの限りでない。
- (11) 運営事業者は、事業期間が満了又は本事業の運営事業者としての選定を解除された場合は、速やかに原状回復すること。また、原状回復に際し、運営事業者は一切の費用を青森市民病院に請求することはできない。

- (12) 運営事業者は、施設の使用に際して、青森市民病院に損害を与えた場合には、速やかに賠償すること。
- (13) 運営上で疑義が生じた場合には、青森市民病院と運営事業者が協議の上、決定する。
- (14) 社会的情勢等が著しく変化し、本事業の内容に支障を来たす場合は、青森市民病院と運営事業者が別途協議の上、決定するものとする。
- (15) 青森市民病院は、納入に際し物件等が本仕様書に違反している場合、または著しく不良な場合には、係る全ての取替を命令、もしくは運営事業者の本事業における運営事業者としての選定を解除できるものとする。
- (16) 運営事業者は、本事業の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は事業の適正な履行を妨げる妨害を受けたときには、警察に通報しなければならない。

## 8 参考

青森市民病院における、病床利用率、テレビカード売上等の実績

項目	令和2年度	令和3年度 (4月～11月)
病床利用率	57%	59%
稼働病床ベース	68%	75%
入院延患者数	95,504人	66,157人
1日あたりの新規入院患者数	17.38人	19.68人
1日あたりの退院患者数	17.83人	19.64人
清算後のテレビカード売上額(月平均)	1,074,259円	1,017,574円
床頭台使用に係る電気料請求(月平均)	66,294円	64,840円
行政財産目的外使用料(年額)	1,045,548円	1,004,964円

※稼働病床ベースの病床数 令和2年度:405床～352床 令和3年度:364床～366床

※直近1年の入院患者数(令和2年10月～令和3年11月) 100,589人

※直近1年の売上額等(令和2年10月～令和3年11月の月平均)

- ・清算後のテレビカード売上額 1,045,674円
- ・床頭台使用に係る電気料請求 64,685円